

令和6年4月1日から 滝上町低所得世帯の妊婦に対する 初回産科等受診費用助成事業について



滝上町では、低所得世帯に属する妊婦さんが、妊娠の判定を受けるために初めて医療機関等を受診した費用について助成します。

※令和6年4月1日以降に初回の産科受診をした方に限ります。

1 対象者・要件

対象者 初回の産科受診日において町内に住所を有する住民税非課税世帯、生活保護世帯に属する妊婦またはそれと同等の所得水準にある世帯に属する妊婦

要件 次のすべてに同意すること

- (1) 所得の状況を確認するため、町が世帯の課税状況を確認すること
- (2) 妊婦健康診査を受診する医療機関と町が、支援に必要な情報を共有すること

2 対象経費・助成金額・回数

対象経費 妊娠判定に要した費用（診察・尿検査・超音波検査等）

※保険診療となった場合は、対象外です。

助成金額 判定に要した費用（1回の妊娠につき上限額 10,000 円）

3 申請方法

申請窓口にて滝上町低所得妊婦初回産科等受診料費用助成交付申請書と同意書にご記入いただきます。診察日の翌日から3ヶ月以内に、申請窓口にて下記のものをご持参ください。

- (1) 初回産科受診をした医療機関が発行する領収書及び明細書（原本）
- (2) 妊婦本人名義の口座が確認できる書類の写し（通帳等）
- (3) 印鑑
- (4) 課税状況が確認できる書類（転入などにより市で課税状況が確認できない方のみ）
- (5) 生活保護受給証明書（生活保護世帯の方のみ）

4 その他

4月から多胎妊婦に対して、妊婦健康診査に係る費用の追加助成を実施しています。

詳細につきましては、母子健康手帳の交付時など、対象となる方に個別にご案内いたします。

問合せ先 滝上町保健福祉課子育て世代包括支援センター
☎29-2111（内線 278）